

2023/07/14

お取引様各位

株式会社 Just jp

## 適格請求書発行事業者登録番号のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り  
厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格  
請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されております。

税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格  
請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、弊社は登録手続きをおえておりますので、適格請求書発行事業者登録番号をご案  
内させていただきます。

敬具

記

**弊社事業者登録番号： T9-0210-0106-0304**

※この番号は国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトにおいて確認する事